

障害者のためのあんしんガイド



※宇部市公式ウェブサイトには最新情報やお知らせ、申請様式を掲載しています。
<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kenkou/1026872/>

※宇部市内の住所は「山口県宇部市」を省略しています。
宇部市内の電話・FAX番号は、市外局番（0836）を省略しています。



目次

各種窓口	3	保育所等訪問支援	18
乳幼児と児童のための療育・教育	4	居宅訪問型児童発達支援	18
リハビリテーション	5	手当・年金	19
仕事の窓口	6	特別障害者手当	19
宇部市障害者相談員	6	障害児福祉手当	20
障害者手帳	7	児童扶養手当	20
身体障害者手帳	7	特別児童扶養手当	21
療育手帳	7	障害基礎年金	21
精神障害者保健福祉手帳	7	障害厚生年金・障害共済年金	21
障害者手帳アプリ「ミライロID」	7	心身障害者扶養共済	22
医療制度	8	特別障害給付金	22
重度心身障害者医療費の助成	8	公共料金の割引	23
自立支援医療(更生医療)	8	携帯電話料金の割引	23
自立支援医療(育成医療)	8	青い鳥郵便はがきの交付	23
自立支援医療(精神通院医療)	8	NHK放送受信料の免除	23
後期高齢者医療	9	観光施設などの入場料の減免	23
小児慢性特定疾患の医療費助成	9	税の減免	24
特定疾患の医療費助成	9	所得税・住民税の控除	24
用具の支給・貸出	10	おむつに係る費用の医療費控除	24
補装具費の支給(購入・修理・借受け)	10	ストマ用装具に係る費用の医療費控除	25
日常生活用具の給付	10	相続税の控除	25
難病患者・小児慢性特定疾患児への日常生活用具の給付	13	贈与税の非課税(特定贈与・信託)	25
軽度・中等度難聴児への補聴器の助成	13	福祉車両に対する軽自動車税の減免	25
車いすなどの貸し出し	13	自動車税及び軽自動車税の減免	26
ヒアリングループの貸し出し	13	定期預金などの利子非課税	26
障害福祉サービス	14	外出の利便	27
計画相談支援	14	福祉タクシー券	27
居宅介護(ホームヘルプ)	14	障害者バス優待乗車証	27
重度訪問介護	14	タクシー運賃割引	27
同行援護	14	バス運賃割引	28
行動援護	14	JRの旅客運賃割引	28
短期入所(ショートステイ)	14	JRジパング倶楽部 特別会員	28
療養介護	14	航空運賃の割引	29
生活介護	15	有料道路の通行料金割引	29
施設入所支援	15	福祉車両の貸し出し	29
共同生活援助(グループホーム)	15	駐車禁止除外指定車標章	30
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	15	やまぐち障害者等専用駐車場利用証	30
就労移行支援	15	障害者自動車運転免許取得費の助成	31
就労継続支援(A型・B型)	15	身体障害者用自動車改造費の助成	31
就労選択支援	15	介助用自動車改造費の助成	31
就労定着支援	15	余暇の活用	32
在宅サービス(地域生活支援事業等)	16	キラリンピック	32
移動支援	16	山口宇部ふれあい公園インクルーシブ大型遊具広場	32
日中一時支援	16	点字図書・録音図書の貸し出し	32
訪問入浴サービス	16	ビデオライブラリー	32
ふれあい戸別収集	16	その他の制度	33
訪問看護師の派遣	16	身体障害者用市営住宅への入居	33
手話通訳者の派遣	16	身体障害者補助犬の給付	33
要約筆記者の派遣	16	身体障害者補助犬飼育費の助成	33
見守り安心コールサービス	17	郵便による投票	34
通所給付(障害児)	18	点字広報・声の広報	34
障害児 相談支援	18	点字議会だより・声の議会だより	34
児童発達支援	18	生活福祉資金貸付	34
放課後等デイサービス	18	災害時避難支援制度	35
		ヘルプマーク・ヘルプカード	35
		障害者の主な制度一覧	36

各種窓口

障害者やその家族などからの相談に応じ、助言や指導、関係機関との調整などを行います。

※平日は、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を含みません。

*市役所の窓口受付は9:00～16:30ですが、電話受付は8:30～17:15です。

名称	説明	利用時間	住所	電話・FAX	
宇部市障害福祉課	宇部市における障害者・障害児の福祉行政の中心機関です。	平日9:00～16:30*	〒755-8601 常盤町一丁目7番1号 宇部市役所 (1階6番窓口)	☎ 34-8314 FAX 22-6052	
障害者差別相談	市内で起こった障害を理由とする差別的取り扱い、合理的配慮の不提供などの相談、障害者のコミュニケーション支援に関する相談に対応します。			☎ 34-8342 FAX 22-6052	
宇部市地域福祉課	宇部市における総合的な地域福祉行政の中心機関です。	平日9:00～16:30* ※虐待に関する通報は利用時間を問いません	〒755-8601 常盤町一丁目7番1号 宇部市役所 (1階4番窓口)	☎ 34-8393 FAX 22-6026	
福祉総合相談センター	高齢者・障害者及びご家族、支援者などへの総合的・専門的な相談支援を行ないます。			☎ 34-8393 FAX 22-6026 受付時間外 ☎ 31-4111 FAX 22-6026	
障害者虐待防止センター	家族、施設職員、会社事業主などから受けていると思われる高齢者・障害者虐待（疑い）に関する相談に対応します。被虐待者だけでなく、虐待してしまう家族への支援も行います。				
宇部市成年後見センター	成年後見制度に関する相談の窓口です。 ※成年後見制度とは物事を十分に判断できない方を法的に支援する制度です。				☎ 34-8386 FAX 22-6026
民生委員 児童委員	障害者本人や家族などからのいろいろな相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、福祉事務所などの関係機関との連絡にあたります。			☎ 34-8326 FAX 22-6026	
宇部市社会福祉協議会	様々な福祉活動の窓口です。	平日8:30～17:15	〒755-0033 琴芝町二丁目4番25号 福祉ふれあいセンター内	☎ 33-3131 FAX 22-4393	
生活相談サポートセンターうべ	生活に困窮している方からの相談に対応し、自立のための支援を行います。			☎ 43-7440 FAX 43-7441	
宇部市保健センター	こころや身体の健康相談の他、健康全般に関する相談の窓口です。			〒755-0033 琴芝町二丁目1番10号	☎ 31-1777 FAX 35-6533
山口県宇部健康福祉センター	地域の精神保健活動の拠点であるとともに、こころの健康全般、特定疾患などの相談窓口です。			〒755-0033 琴芝町一丁目1番50号 宇部総合庁舎内	☎ 31-3203 FAX 34-4121
宇部市障害者生活支援センター（神原苑）	障害者、障害児の保護者、障害児（者）の介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談支援専門員などが支援します。			平日8:30～17:30	〒755-0062 鵜の島町5番21号
生活支援センター「ふなき」			〒757-0216 大字船木442-11 楠総合センター内	☎ 67-2464 FAX 67-2467	
ひきこもり・ひきこもり家族相談「ふらっとコミュニティ」	ひきこもりの当事者やその家族、支援者からの相談に対応します。また、毎月、「ひきこもり家族相談会」を開催（要予約）し、個人の状況に応じた支援を組み立てます。	平日9:00～17:00	〒755-0038 海南町2番58-1号	☎ 21-1552 FAX 21-1552	

名称	説明	利用時間	住所	電話・FAX
高次脳機能障害支援センター (山口県立こころの医療センター)	高次脳機能障害に関する医療・福祉サービスの利用、療養や復学、仕事などの相談に対応します。	平日9:00 ～17:00	〒755-0241 大字東岐波 4004-2	☎ 58-1218 FAX 58-6503
山口県身体障害者更生相談所	身体障害者の医学的・心理学的判断や補装具などについて、専門的な相談や指導を行います。	平日8:30 ～17:15	〒753-0814 山口市吉敷下 東4丁目17番 1号	☎ 083-902-2670 FAX 083-902-2678
山口県知的障害者更生相談所	知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判断など知的障害者に関することについて、専門的な相談や指導を行います。			☎ 083-902-2673 FAX 083-902-2678
山口県精神保健福祉センター	精神保健福祉の総合技術センターとして地域精神保健福祉活動推進の中心となる機関です。			☎ 083-902-2672 FAX 083-902-2678
山口県聴覚障害者情報センター	聴覚障害者とその家族や、関係者の方からの各種相談に応じます。 ※水曜日を除く	平日9:00 ～17:00 土日9:00 ～21:00	〒747-1221 山口市大字鑄 銭司2364番地 1	☎ 083-985-0611 FAX 083-985-0613
山口県障害者社会参加推進センター	障害者ICTサポートセンターとして、障害のある方を対象に、ICT機器（パソコン、スマートフォン、タブレット等）の利用に係る相談や講習会を行っています。	平日 10:00～ 16:00	〒753-0072 山口市大手町9-6	☎ 083-928-5432 (障害全般)
社会福祉法人山口県盲人福祉協会			〒750-0032 下関市関西町1-10	☎ 083-231-7114 (視覚障害)
障害者ホットライン	障害者本人や家族などの心配ごとや悩みごとの相談に応じます。	平日 13:00～19:00 土日祝 10:00～15:00		☎ 083-928-5580 FAX 083-928-5436
宇部市こどもと大人の発達相談センター	発達障害等がある人やその疑いのある人、その家族等の相談窓口として、適切な指導や助言を行い、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携・調整しながら、切れ目のない支援を提供します。	平日9:00 ～17:00 ※第3水 曜日は 休み	〒755-0033 琴芝町二丁目4 番25号 福祉ふれあいセンター内	☎ 43-6777 FAX 43-7174
山口県発達障害者支援センター 「まっぴ」	自閉症児（者）をはじめとする発達障害児（者）等に対する相談支援、発達支援、就労支援や関係機関・施設等への情報提供や研修などの活動を行います。	平日9:15 ～16:30 ※12～13 時を除く	〒753-0814 山口市吉敷下 東4丁目17番 1号	☎ 083-902-2680

乳幼児と児童のための療育・教育

※予約が必要な場合がありますので、あらかじめ電話でご確認ください

名称	説明	利用時間	住所	電話・FAX
うべこども家庭センターUbeハピ	育児に関する悩みや不安、お子さんの発育・発達に関する心配事について相談に応じます。	平日8:30 ～17:15	〒755-0033 琴芝町二丁目4 番25号 福祉ふれあいセンター内	☎ 31-1732 FAX 21-6020
山口県宇部児童相談所	発達の遅れや障害のある児童の相談や指導、障害程度の判定、施設入所判定などを行います	平日8:30 ～17:15	〒755-0033 琴芝町一丁目1 番50号 宇部総合庁舎内	☎ 39-7514 FAX 39-7519

名称	説明	利用時間	住所	電話・FAX
児童発達支援センター うべつくし園	在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を行います。	月～土曜 8:30 ～17:00	〒755-0152 あすとぴあ六丁目11番21-4号	☎ 43-7750 FAX 43-7751
ふれあい教育センター	発達に不安や心配のある子どもの家庭教育や就学、特別支援教育等に関して、保護者及び教職員等からの相談を受けます。	平日9:00 ～17:00	〒754-0893 山口市秋穂二島1062	☎ 083-987-1240 FAX 083-987-1259
宇部市教育委員会 教育支援課 特別支援教育推進係	就学相談、進路相談等の総合的な相談窓口です。	平日9:00 ～16:30*	〒755-8601 常盤町一丁目7-1 宇部市役所4階	☎ 34-8625 FAX 22-6066
ことばの教室 (幼児通級指導教室)	発達の偏り、遅れなどに関する相談や言葉、または聴覚に関する相談を受けています。		〒759-0206 大字東須恵234 厚南小学校内	☎ 41-1500
宇部特別支援教育 センター (宇部総合支援学校内)	乳幼児から学童までのお子さんの障害に関することについてどんな相談にも応じています。		〒759-0213 黒石北五丁目3 番20号	☎ 41-4036 FAX 41-8369
下関南総合支援学校	各総合支援学校内に下記センターが設置しています。 【視覚障害教育センター】 見えにくさのある幼児、児童、生徒などを対象に相談、支援を行います。	〒751-0828 下関市幡生町一丁目1-22	視 ☎ 083-232-1454 聴 ☎ 083-232-1455 FAX 083-232-1432	
山口南総合支援学校	【聴覚障害教育センター】 聞こえと言葉に困難がある幼児、児童、生徒や保護者、先生を対象に相談、支援を行います。	〒747-1221 山口市鑄銭司2364-6	☎ 083-986-2007 FAX 083-986-3175	
周南総合支援学校		〒745-0801 周南市久米761	☎ 0834-29-1331 FAX 0834-29-3210	

リハビリテーション

名称	説明	電話・FAX
難病相談窓口 (宇部健康福祉センター)	特定疾患(難病)患者やその家族からの相談、就労支援の相談などを受けています。	☎ 31-3203 FAX 34-4121
中途失明者点字教室 (障害福祉課)	病気や事故で視覚を失った中途失明者を対象に、点字教室を実施しています。 ※毎週水曜日午後(第3水曜日除く)に実施	☎ 34-8314 FAX 22-6052
中途失明者歩行訓練 (山口県盲人福祉協会)	病気や事故で視覚を失った中途失明者を対象に、白杖を利用した歩行訓練を実施しています。	☎ 083-231-7114 FAX 083-231-8097
山口県立下関南総合支援学校(視覚障害教育センター)	年齢に関係なく乳幼児から成人まで視覚に障害のある人や、その保護者・関係者を対象に、あらゆる相談、支援を行っています。	☎ 083-232-1431 FAX 083-232-1432

仕事の窓口

名称	説明	住所	電話・FAX
ハローワーク宇部	障害者の職業紹介や職業相談を行います。	〒755-8609 北琴芝二丁目 4番30号	☎ 31-0164 FAX 31-1835
光栄会障害者就業・生活支援センター	就職を希望される方や、「会社で働くこと」「地域で生活すること」に関して悩みや困りごとを抱えている方に対して、他の機関とも協力しながら、就労と生活の両方について相談・支援を行います。 平日9:00～18:00、土曜8:30～17:30	〒755-0029 新天町一丁目 2番32号	☎ 39-5357 FAX 39-5359
山口障害者職業センター	障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して支援・サービスを提供しています。	〒747-0803 防府市岡村町 3-1	☎ 0835- 21-0520 FAX 0835- 21-0569
山口県立西部高等産業技術学校	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施しています。 【対象者】公共職業安定所に求職申込を行い、公共職業安定所長の受講指示・推薦を受けた障害者。特別支援学校高等部3年生の就職を希望する生徒で、10月時点で就職先が内定していない人 【訓練期間】原則3か月以内、月100時間が標準で障害者の多様なニーズに対応した柔軟な設定が可能です。	〒752-0922 下関市千鳥ヶ 丘町21-3	訓練担当 ☎ 083- 248-3505
広島障害者職業能力開発校	障害の種類・程度に応じて、職業に必要な知識、専門的な技能を有する技能者として就職するための援助を行います。	〒734-0003 広島市南区宇品東 四丁目1番23号	☎ 082-254-1766 FAX 082-254-1716
福岡障害者職業能力開発校		〒808-0122 北九州市若松区大 字蛸住1728番地1	☎ 093-741-5431 FAX 093-741-1340

宇部市障害者相談員

障害者やその家族などからの相談に応じ、助言や指導、関係機関との調整などを行います。

氏名	TEL・FAX番号	障害区分	氏名	TEL・FAX番号	障害区分
岡本 正俊	5 1 - 0 2 4 5	肢体不自由	秋村 義和	3 2 - 1 4 7 9	音声言語障害
田村 義昌	5 1 - 5 2 3 1		西村 武剛	3 4 - 2 4 5 0	
磯邊イサ子	3 1 - 0 0 1 8	視覚障害	藤井 昭	3 4 - 0 0 8 2	内部障害
溝田 成哲	4 1 - 1 8 2 3		波多野幹人	090-7375-2968	
西村 和幸	090-5691-9885		藤井 悌一	3 5 - 0 6 0 9	
山文 亮二	FAX 050-3155-4463	聴覚障害	重原 和枝	2 1 - 1 7 3 4	知的障害
川岡 明	FAX 050-3174-1507		佐々木 知子	3 5 - 2 9 3 6	発達障害
大木 容子	090-7130-6938	難病			

※精神障害については、特定非営利活動法人むつみ会（☎35-3365）にご相談ください。

障害者手帳

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める程度の障害がある人に対して、指定医師の診断書をもとに、山口県が判定し交付します。

対象者	視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体（手・足・体幹）、心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸、免疫、肝臓に永続する障害がある人
必要な物	(1)指定医師の診断書 (2)写真2枚（縦4cm×横3cm） ※各種様式は山口県障害者支援課のページからダウンロードできます。
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所が、面接などにより判定し、山口県が交付します。

対象者	知的障害（先天的障害や18歳未満での病気やケガによる知的発達障害、知的発育遅滞）がある人
必要な物	(1)写真1枚（縦4cm×横3cm） (2)身体障害者手帳（交付を受けている人のみ） ※各種様式は山口県障害者支援課のページからダウンロードできます。
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）

精神障害者保健福祉手帳

障害を確認できる書類をもとに、山口県が判定し交付します。

対象者	精神疾患により、長期間にわたり日常生活や社会活動が制限される人
必要な物	(1)障害を確認できる書類(医師による診断書、障害年金の同意書などいずれか) (2)写真1枚（縦4cm×横3cm） ※各種様式は山口県健康増進課のページからダウンロードできます。
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）、楠市民センター

障害者手帳アプリ「ミライロID」

株式会社ミライロが提供している障害のある方に向けたスマートフォン用アプリです。事前に障害者手帳の情報を登録することで、スマートフォンの画面に手帳情報が表示できるようになり、障害者手帳の提示に代えて、施設や店舗で障害者割引・減免を受けられます。詳しくは「ミライロID」で検索するか、二次元コードで。



市内対象施設	ときわ公園（駐車場・植物館・動物園）、ユーピーアールスタジアム（ジム・卓球）、楠こもれびの郷、デマンドバス
--------	---

医療制度

重度心身障害者医療費の助成

対象者	(1)重度の障害者手帳の交付を受けている人 (身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など) (2)障害年金、特別児童扶養手当、特別障害給付金のいずれか1級の人 (3)上記と同程度の障害があると、山口県が認定した人。 ※生活保護受給者や所得制限を超える場合などは対象外。
内容	病院などで診察を受けた場合の、保険診療の自己負担部分を助成
必要な物	(1)障害を確認できるもの(障害者手帳、年金証書など) (2)健康保険の資格情報を確認できるもの
窓口	障害福祉課(☎34-8314 FAX22-6052)

自立支援医療(更生医療)

対象者	18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けており、身体障害者更生相談所の判定により必要と認められた人
内容	障害を軽減または除去するため、指定医療機関で受けた医療費の自己負担分の一部を助成(主な医療の対象:人工透析や心臓の手術など)
負担額	総医療費の1割(世帯の所得に応じた月額負担上限額あり)
窓口	障害福祉課(☎34-8314 FAX22-6052)

自立支援医療(育成医療)

対象者	18歳未満の児童で、肢体不自由・視覚・聴覚などの障害があり、医療を行わないと将来障害を残すと認められ、確実な治療の効果が期待できる人
内容	指定医療機関で受けた医療費の自己負担分の一部を助成
負担額	総医療費の1割(世帯の所得に応じた月額負担上限額あり)
窓口	障害福祉課(☎34-8314 FAX22-6052)

自立支援医療(精神通院医療)

対象者	精神疾患やてんかん等により、通院による治療を継続的に必要とする人
内容	指定医療機関で受けた精神疾患の通院医療費について自己負担分の一部を助成
負担額	総医療費の1割(世帯の所得に応じた月額負担上限額あり)
窓口	障害福祉課(☎34-8314 FAX22-6052)


後期高齢者医療

対象者	65歳以上75歳未満で、身体障害者手帳1～3級*、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害基礎年金1・2級などに該当する人 *音声・言語機能障害4級、下肢障害4級の1・3・4号も該当
内容	病院などで診療を受けた場合に、後期高齢者医療を適用（要申請）
負担額	総医療費の1割（所得に応じて2割や3割の場合あり）
窓口	保険年金課（☎34-8343 FAX22-6019）

小児慢性特定疾患の医療費助成

対象者	国が定める疾患に該当する18歳未満の児童、および18歳到達時において事業の対象者かつ引き続き治療が必要な20歳未満の人
対象疾患	1. 悪性新生物、2. 慢性腎疾患、3. 慢性呼吸器疾患、4. 慢性心疾患、5. 内分泌疾患、6. 膠原病、7. 糖尿病、8. 先天性代謝異常、9. 血液疾患、10. 免疫疾患、11. 神経・筋疾患、12. 慢性消化器疾患、13. 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、14. 皮膚疾患、15. 骨系統疾患、16. 脈管系疾患
内容	対象疾患の治療に関する医療費の自己負担分の一部または全部を助成
負担額	生計中心者の課税状況により異なる（重症患者や血友病患者は負担なし）
窓口	山口県宇部健康福祉センター 精神・難病班（☎31-3203 FAX34-4121）

特定疾患の医療費助成

対象者	国が定めた認定基準に該当する指定難病の方 ※対象疾患は下記URLか、右の二次元コードからご参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html	
内容	対象となった指定難病とその疾病に付随して発現する傷病で保険診療を受けた場合に、医療費の自己負担分の一部または全部を助成	
負担額	受給者と同じ医療保険に加入する者の市民税課所得割額によって異なります。	
窓口	山口県宇部健康福祉センター 精神・難病班（☎31-3203 FAX34-4121）	

用具の支給・貸出

補装具費の支給（購入・修理・借受け）

対象者	身体障害者(児)で、該当する障害の記載があり、等級などの条件を満たす人。 または、難病患者等で疾患名などの条件を満たす人
内容	身体障害者(児)や難病患者等の失われた身体機能を補完または代替する用具（補装具）の購入、修理または借受けに要する費用を一部給付します。 ※用具によっては、医師が記入した意見書等を提出する必要があります。 介護保険で同じ品目の支給または貸与を受けることができる人は、介護保険のご利用が優先です。
負担額	原則1割負担（世帯の所得に応じた月額負担上限額あり）。 ※高額障害福祉サービス等給付費の算定対象です。 ※18歳以上の障害者で、本人又は世帯員のいずれかが、一定所得以上の場合（市町村民税所得割の最多納税額が46万円以上の場合）は支給対象外です。
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）

対象品目

視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡（矯正・遮光・弱視）、コンタクトレンズ
聴覚障害	補聴器、人工内耳
肢体障害	義肢、装具、姿勢保持装置 【介護保険優先】車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ 【18歳未満のみ】車載用姿勢保持装置、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
重度重複障害	重度障害者用意思伝達装置

日常生活用具の給付

対象者	重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者もしくは障害児で、該当する障害の記載があり、等級や在宅などの条件を満たす人
内容	日常生活の便宜をはかるための用具を給付します。
負担額	補装具と同じ（原則1割負担）
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052） ※ストマ用装具、紙おむつ、人工鼻は電子申請でも受け付けています。

対象品目（※）介護保険での支給又は貸与が優先される品目

品目	対象者
特殊寝台（※）	下肢又は体幹機能障害2級以上の人<18歳以上>
特殊マット（※）	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する人。療育手帳A又はAと同程度の人。児童なら下肢又は体幹機能障害2級以上の人<3歳以上>
特殊尿器（※）	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する人<学齢児以上>
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴に介護を要する人<3歳以上>
体位変換器（※）	下肢又は体幹機能障害2級以上で下着交換に介護を要する人<学齢児以上>

品目	対象者
移動用リフト (※)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人<3 歳以上>
訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人<3 歳以上18歳未満>
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人<学齢児以上18歳未満>
入浴補助用具 (※)	下肢又は体幹機能障害で、入浴に介助を必要とする人<3 歳以上>
便器 (※)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人<学齢児以上>
頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害があり、歩行が不安定で転倒しやすい人。療育手帳 A または A と同程度、もしくは精神障害者保健福祉手帳 1 級で、てんかん等により頻繁に転倒する人<3 歳以上>
つえ (一本杖のみ)	平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は移動機能障害を有し、歩行が困難な人<学齢児以上>
移動・移乗支援用具 (※)	平衡機能又は下肢又は体幹機能障害の人<18歳以上> 平衡機能又は下肢又は体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする人<3 歳以上18歳未満>
特殊便器	上肢障害 2 級以上。もしくは療育手帳 A または A と同程度で、訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な人<学齢児以上>
火災警報器	身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳 A または A と同程度、もしくは精神障害者保健福祉手帳 1 級の人 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
自動消火器	身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳 A または A と同程度、もしくは精神障害者保健福祉手帳 1 級の人 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
電磁調理器	視覚障害 2 級以上の人。もしくは療育手帳 A か A と同程度の人<18歳以上>
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の人<学齢児以上>
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級の人 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯) <18歳以上>
透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う人<3 歳以上>
ネブライザー	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる人<学齢児以上>
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる人<学齢児以上>
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う人<18歳以上>
視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上の人<学齢児以上>
視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上の人<18歳以上>
音声キッチン秤	視覚障害 2 級以上の人<18歳以上>
音声血圧計	視覚障害 2 級以上の人<18歳以上>
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害 3 級以上で人工呼吸器の装着が必要な人<学齢児以上>
人工呼吸器用非常用電源	呼吸器機能障害 3 級以上で人工呼吸器を装着している人。

品目	対象者
携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害又は肢体不自由障害があり、発声・発語に著しい障害を有する人<学齢児以上>
情報・通信支援用具 *障害者向けパーソナルコンピュータの周辺機器、アプリケーションソフトやスマートフォン用キーボード等	上肢障害２級以上又は視覚障害２級以上の人<学齢児以上>
視覚障害者用情報受信装置	視覚障害２級以上の人<学齢児以上>
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）で、必要と認められる人<18歳以上>
点字器	視覚障害者で点字による文章をうち、日常生活に役立てる目的で使用する人<学齢児以上>
点字タイプライター	視覚障害２級以上の人（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の人<学齢児以上>
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の人<学齢児以上>
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害で、本装置により文字等を読むことが可能になる人<学齢児以上>
視覚障害者用時計	視覚障害２級以上の人<18歳以上>
視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障害２級以上の人<学齢児以上>
音声色彩識別装置	視覚障害２級以上の人<18歳以上>
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人<学齢児以上>
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害で、本装置によりテレビの視聴が可能になる人
人工喉頭	喉頭摘出による音声・言語障害を有する人（電動式は職業上または教育上真に必要な人に限る）<学齢児以上>
人工鼻	喉頭摘出による音声・言語障害を有する人
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者・児。 ※点字図書給付事業実施要綱によること
ストマ用装具	直腸機能障害で、人工肛門を造設している人又は、膀胱機能障害で、人工膀胱を造設している人及び高度排尿機能障害によりカテーテルの常時留置を必要とする人<3歳以上>
紙おむつ等	ストマ装着ができない人及び先天性の高度排尿・排便障害若しくは脳原性運動機能障害又は乳幼児期以前に発症した脳性麻痺、脳炎、頭部外傷等を原因とした肢体不自由により排尿・排便の意思表示が困難な人<3歳以上>
収尿器	肢体不自由障害で神経因性膀胱などによる排尿障害のある人<3歳以上>
居宅生活動作補助用具（※）	下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）３級以上の人（特殊便器への取替えをする場合は上肢障害２級以上）<学齢児以上> ※住宅改修費給付事業実施要綱によること

難病患者・小児慢性特定疾患児への日常生活用具の給付

対象者	①障害福祉サービス等の対象となる難病がある在宅の人 ②小児慢性特定疾患医療券をもつ在宅の人 ※他の事業による同様の用具給付制度の対象となる人は、そちらを優先
内容	日常生活の便宜をはかるための用具を給付します。
負担額	対象者①：原則1割負担（世帯の所得に応じて月額負担上限額あり） 対象者②：世帯の所得に応じた負担額あり
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）
対象品目	便器（※）、特殊マット（※）、特殊便器、特殊寝台（※）、歩行支援用具（※）、体位変換器（※）、入浴補助用具（※）、特殊尿器（※）、電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、移動用リフト（※）、訓練用ベッド、自動消火器、居宅生活動作補助用具（※）、車いす、頭部保護帽、クールベスト、紫外線カットクリーム、ストマ装具、人工鼻、チューブ型包帯（※）は介護保険での支給又は貸与が優先される品目です。 ※その他の要件や、①か②のどちらかのみが対象の品目があります。

軽度・中等度難聴児への補聴器の助成

対象者	市内居住の18歳未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない聴力レベルの人（両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上）
内容	補聴器の購入、修理にかかる費用のうち、基準額の3分の2までを助成
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）


車いすなどの貸し出し

対象者	宇部市内の、在宅高齢者もしくは施設・団体で以下のいずれかに該当 (1)一時的な外出又は外泊等により福祉機器が必要 (2)介護保険の認定中で、決定まで一時的に福祉機器が必要 (3)傷病等により、一時的に福祉機器が必要 (4)地域福祉を推進する事業等のために、一時的に福祉機器が必要
内容	福祉機器を一定期間無償で貸し出します（車いす、歩行器、杖、入浴用いす、車いすクッション、プレクストーク）
窓口	宇部市社会福祉協議会 総務課（☎33-3131 FAX22-4393）

ヒアリングループの貸し出し

対象者	(1)個人：難聴者、聴覚障害者、高齢者など (2)団体・法人：聴覚障害者団体や難聴団体、難聴者を支援するNPO法人など (3)イベント主催者：市内で開催される講演会、イベントなどの主催者
内容	ヒアリングループ(磁気ループ)一式を無償で貸し出します
窓口	宇部市文化会館（☎31-7373 FAX31-7306）

障害福祉サービス

対象者	(1)身体障害者、知的障害者、精神障害者もしくは障害児 (2)障害者総合支援法の対象となる難病者 (対象難病は、下記URLか二次元コードをご参照ください) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiishahukushi/hani/	
内容	介護給付の各サービスを受けるには、障害支援区分の認定が必要です。利用申請に基づき調査員が聞き取り調査を行い、その後、調査資料や医師の意見書を基に、審査会にて区分認定が行われます。区分は1から6まであり、認定結果により利用できるサービスの量や種類が異なります。	
費用	1割負担（世帯の所得に応じた月の上限額あり）	
窓口	障害福祉課（☎34-8523 ☎22-6052）	

サービスの種類

※【介護優先】：原則として介護保険が優先されるサービスです

種別	系統	名称	内容	対象者
		計画相談支援	障害者等が心身の状況などに応じて選択に基づき、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、「サービス等利用計画」の作成や基本相談を行います。	障害福祉サービス等を利用する障害者等
介護給付	訪問	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	【介護優先】 障害者（障害支援区分1以上）または障害児
		重度訪問介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的にを行います。	(1)重度の肢体不自由者または重度の知的障害者、精神障害者で常に介護が必要な人（障害支援区分4以上で一定条件を満たす障害者） (2)一定条件を満たす15歳以上の障害児
		同行援護	外出時に同行して、移動の援護、排泄及び食事等の介護、その他の外出時に必要な援助を行います。	視覚障害により、移動に著しい困難がある人
		行動援護	自己判断能力の制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	(1)知的障害や精神障害により行動に著しい困難がある人（障害支援区分3以上） (2)一定条件を満たす障害児
日中活動		短期入所（ショートステイ）	介護者が病気の場合などに、短期間、施設で入浴・排せつ・食事の介護を夜間を含めて行います。	【介護優先】 障害者（障害支援区分1以上）または障害児
		療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護及び日常生活の世話を行います。	【介護優先】 病院などへの長期入院による医療ケアに加え、常時の介護が必要な人（障害支援区分5以上）で、一定条件を満たす障害者

種別	系統	名称	内容	対象者
介護給付	日中活動	生活介護	日中に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	【介護優先】常に介護等が必要な障害者（障害支援区分3以上） (1)50歳以上→障害支援区分2以上 (2)施設入所で50歳未満→障害支援区分4以上 (3)施設入所で50歳以上→障害支援区分3以上
	施設	施設入所支援	施設への入所で、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	【介護優先】夜間に介護が必要な障害者（障害支援区分4以上） (1)50歳以上→障害支援区分3以上 (2)通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者
訓練等給付	居住支援	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	【介護優先】就労継続支援などの日中活動や就労をしている障害者
	訓練・就労	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	身体機能・生活能力の向上などのために支援が必要な障害者
		就労移行支援	一般就労などへの移行に向け、事業所内や企業での作業や実習などを行います。その他、適性にあう職場定着のために様々な支援を行います。	一般企業などへの就労を希望しており、知識・能力の向上や実習、職場探しなどを通じて、適性にあった職場への就労が見込まれる65歳未満の障害者
		就労継続支援（A型・B型）	就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識・能力の向上した人については一般就労への移行に向けて支援します。	(1)A型：就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上を図ることにより、就労が可能と見込まれる人（利用開始時に65歳未満の方に限る） (2)B型：就労移行支援事業などを利用したが就労できなかった人や一定年齢に達している人などで、就労の機会提供により生産活動の知識・能力の維持・向上が期待される障害者
		就労選択支援	就労を希望する人の能力や適性などに合った就労先や働き方について、より良い選択ができるように支援します。	就労移行支援又は就労継続支援を利用している人、及び利用する意向がある人
		就労定着支援	雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整並びに、雇用に伴う相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用され、その期間が6か月を経過した障害者

在宅サービス（地域生活支援事業等）

※【介護優先】：原則として介護保険が優先されるサービスです

名称	説明	対象者	電話・FAX
移動支援	外出時にガイドヘルパーが付き添い、移動を支援します。	1人では外出が困難な障害者または障害児 ※重度訪問介護、同行援護、行動援護または重度障害者等包括支援の支給決定者を除く	障害福祉課 ☎ 34-8523 FAX 22-6052
日中一時支援	日中に見守りなどの支援を行い、介護している家族の就労や休息を支援します。	【介護優先】日中、一時的に見守りなどが必要な障害者または障害児	
訪問入浴サービス	訪問入浴車によりご家庭を訪問し、入浴サービスを行います。 【費用】1割負担	【介護優先】自宅で入浴することが困難な身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている人	
ふれあい戸別収集	下記のゴミについて、個別に玄関先で収集を行います。 燃やせるごみ、プラスチック製容器包装ごみ、資源ごみ（びん、缶、ペットボトル）、燃やせないごみ、古紙および紙製容器包装	次の条件をすべて満たす世帯 (1)身近にごみ出しの支援をしてくれる人がいない (2)重度の身体障害者、知的障害者または精神障害者のみの世帯か、65歳以上の高齢者のみの世帯 (3)分別したゴミを地域のゴミステーションには持ち運べないが、玄関先までは出すことができる	障害福祉課 ☎ 34-8523 FAX 22-6052 ※65歳以上の人は 高齢福祉課 ☎ 34-8302 FAX 22-6026
訪問看護師の派遣	訪問看護ステーションの看護師が主治医の指示書に基づき、自宅を訪問して看護や入浴介助などの援助を行います。	在宅の障害者で、看護師による訪問看護が必要と認められる人	主治医にご相談ください
手話通訳者の派遣	生活全般で、意思疎通に手話通訳が必要な場合に、手話通訳者を派遣します。	聴覚障害者(児)、または聴覚障害者(児)との意思疎通のため手話通訳が必要な人	宇部市社会福祉協議会 コミュニケーション支援室
要約筆記者の派遣	生活全般で、PCやノートテイクなどによる要約筆記での意思疎通が必要な場合などに、要約筆記者を派遣します。	聴覚障害者(児)、または聴覚障害者(児)との意思疎通のため要約筆記が必要な人	☎ 35-7608 FAX 35-9093

名称	説明	対象者	電話・FAX
見守り安心コールサービス	緊急な事態が起こったときに、ペンダント型や据え置き型の緊急通報装置のボタンを押すだけで、看護師等の専門知識をもつ職員が配置された受信センターに通報が入り、必要に応じて速やかに消防局に出動を要請します。 【費用負担】世帯の課税状況に応じて変わります。	ひとり暮らしの重度身体障害者などで、緊急時の対応が困難な人	障害福祉課 ☎ 34-8523 FAX 22-6052 ※65歳以上の人は 高齢福祉課 ☎ 34-8302 FAX 22-6026
ファックス119・メール119・Net119緊急通報システム	火事や急病などの緊急時に、FAX（局番なしの「119」）やメール等で通報できます。 ※メール119・Net119緊急通報システムは、事前登録が必要です。	聴覚障害者、音声・言語機能障害者	宇部・山陽小野田消防局 ☎ 21-2866 FAX 33-0745
障害者用FAX110番・メール110番	事故や事件などの発生時に、FAX（083-925-1110）やメールで警察本部に通報できます。 ※メールのアドレスは非公開です。窓口にお問い合わせください。	聴覚障害者、音声・言語機能障害者	山口県聴覚障害者情報センター FAX 083-985-0613

通所給付（障害児）

名称	説明	対象者	電話・FAX
障害児 相談支援	障害児又は障害児の保護者の選択に基づき、心身の状況などに応じ、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供され、障害児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、「障害児支援利用計画」の作成や基本相談を行います。	通所給付決定に係る障害児	障害福祉課 ☎ 34-8523 FAX 22-6052
児童発達 支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識の技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	障害児（未就学児）	
放課後等 デイサー ビス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。	障害児（就学児）	
保育所等 訪問支援	保育所等における、児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	保育所等を利用中又は利用予定の障害児	
居宅訪問 型児童発 達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	児童発達支援や放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められる障害児 (1)人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態の場合 (2)重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態の場合	

手当・年金

特別障害者手当

対象者	次のいずれかに該当する20歳以上の人 (1)「表①」の障害が2つ以上ある (2)「表①」の障害が1つあり、かつ「表②」の障害が2つ以上ある (3) (1)(2)と同じ程度の障害がある ただし、次の人は対象になりません。 (1)本人、配偶者、または扶養義務者の前年の所得が一定額以上 (2)施設入所、または3か月超の入院 ※表①は概ね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、障害年金1級程度です。また、寝たきりの要介護の人（主に要介護4や5の人）などは、状態により対象となる可能性があります。	
内容	2・5・8・11月に前月までの3か月分をまとめて支給 月30,450円（令和8年4月現在）	
必要な物	特別障害者手当認定診断書（専用様式）、本人の振込口座がわかるもの、年金受給中なら額が確認できる書類（年金証書、振込通知書や振込口座の通帳）	
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）	
表①	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢の足関節以上で欠くもの 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの （備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	表② 1 両眼の視力の和が0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの 4 そしゃく機能を失ったもの 5 音声又は言語機能を失ったもの 6 両上肢のおや指及びびひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びびひとさし指を欠くもの 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの 8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ※以下のいずれかに該当する視野障害を含む ア ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの イ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害児福祉手当

対象者	表③の障害を有する20歳未満の児童（身体障害者手帳1・2級程度、療育手帳A程度、精神障害者保健福祉手帳1級、特別児童扶養手当1級程度などの場合に対象となる可能性があります） ただし、次の人は対象になりません。 (1)本人、配偶者、または扶養義務者の前年の所得が一定額以上 (2)施設に入所している (3)障害を事由とする年金を受給している
内容	2・5・8・11月に前月までの3か月分をまとめて支給 月16,560円（令和8年4月現在）
必要な物	障害児福祉手当認定診断書（専用様式）、本人の振込口座がわかるもの
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）
<p>表③</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢の全ての指を欠くもの 5 両下肢の用を全く廃したもの 6 両大腿を2分の1以上失ったもの 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 	

児童扶養手当

対象者	父または母がいない児童（18歳の年度末まで）を監護している人。父または母が重度の障害の状態である児童（18歳の年度末まで）を監護している人等。児童が中度以上の障害がある場合は、20歳未満まで対象。※所得制限あり ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。 (1)児童が里親への委託や、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき (2)申請者や児童が日本国内に住んでいないとき (3)父又は母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含む） (4)児童が父又は母の配偶者と生計を同じくしているとき
内容	年6回、奇数月に前月までの2か月分を母または父等に支給 月48,050円から11,340円まで（所得に応じて決定）（令和8年4月現在） 対象児童2人目以降は1人につき11,350円から5,680円加算
窓口	こども政策課（☎34-8346 FAX22-6051）

特別児童扶養手当

対 象 者	20歳未満で身体または精神に重度または中度以上の障害がある児童を監護している父母等（所得制限があります）。 ただし、次の人は対象になりません。 (1)児童や父母等が日本国内に住んでいないとき (2)児童が児童福祉施設等に入所しているとき (3)児童が障害を支給事由とする公的年金を受けられるとき
内 容	4・8・11月に4ヶ月分を父母等に支給 重度障害児（1級）：一人当たり 月58,450円（令和8年4月現在） 中度障害児（2級）：一人当たり 月38,930円（令和8年4月現在）
窓 口	こども政策課（☎34-8346 FAX22-6051）

障害基礎年金

対 象 者	次のいずれの条件にも当てはまる人 (1)障害の原因となった傷病の初診日が、国民年金の被保険者期間中または60歳以上65歳未満で日本国内に住所があるとき (2)初診日の前々月までに保険料を納めた期間（免除期間及び納付特例期間を含みます）が納めるべき期間の3分の2以上あるとき、または初診日の前々月までの1年間に未納がないとき (3)障害の程度が政令に定められた等級（1級または2級）であること。 ※20歳に達する前に初診日がある傷病で障害の場合は、20歳到達時に上記(3)の障害程度であれば受けられます（所得制限あり）。
支 給 額	金額は年によって変更されます。 (1)障害基礎年金1級：年1,059,125円（令和8年度） (2)障害基礎年金2級：年 847,300円（令和8年度） 年金受給者によって生計を維持されている子（18歳到達年度末日までの子、または20歳未満で、1級または2級相当の障害状態にある子）がいる時は、次の額が加算されます。 1・2人目：1人につき 年243,800円、 3人目以降：1人につき 年 81,300円
窓 口	保険年金課（☎34-8292 FAX22-6019）

障害厚生年金・障害共済年金

対 象 者	障害基礎年金の受給条件を満たし、かつ初診日にそれぞれの年金被保険者の人
支 給 額	障害の程度に応じて1級から3級まであり、1級と2級は障害基礎年金も合わせて支給されます。年金に該当しない程度の障害でも障害手当金（一時金）が受けられる場合があります。 また、金額は報酬比例で年によって変更されます。
窓 口	障害厚生年金：宇部年金事務所（☎33-7111 FAX22-3042） 障害共済年金：各種共済組合

心身障害者扶養共済

対象者	次のすべての要件を満たす保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族） (1)山口県内に在住している人 (2)年齢が65歳未満（その年度の4月1日現在） (3)次の人を扶養している ①身体障害者手帳の1級から3級 ②知的障害者（児） ③精神または身体に永続的な障害（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）があり、①または②と同程度と認められる人 (4)特別の障害や病気がなく、生命保険契約の対象となる健康状態である ※障害者1人に対して加入できる保護者は1人です。
内容	心身障害児（者）の保護者が毎月一定額の掛金を納めることにより、加入している保護者が死亡または重度障害になったときに、障害者に対して終身一定額の年金が支給されます。 ※詳細は「山口県心身障害者扶養共済」で検索か、二次元コードから確認してください。
窓 口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）



特別障害給付金

対象者	次のいずれにも該当する人 (1)任意加入していなかった期間内に初診日がある (2)障害程度が障害基礎年金1級・2級相当である (3)65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当すること (4)次のいずれかに該当する ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金や共済組合等の加入者の配偶者
内容	かつて専業主婦や学生であり、任意加入の期間に国民年金に加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給できなくなった障害者に対し、給付金を支給します。
必要な物	1級：月額58,650円（令和8年度） 2級：月額46,920円（令和8年度） ※公的年金を受給している場合は、支給額からその分が差し引かれます。
窓 口	宇部年金事務所（☎33-7111 FAX22-3042）

公共料金の割引

携帯電話料金の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
内容	携帯電話の基本使用料や通話料などが割引されます。
窓口	携帯電話会社の直営ショップなど

青い鳥郵便はがきの交付

対象者	身体障害者手帳1・2級もしくは療育手帳Aの交付を受けている人
内容	青い鳥郵便はがきが1人20枚、無料で交付されます（期間：4/1～5/末）
窓口	日本郵便株式会社 宇部郵便局（☎0570-943-931 FAX21-9840）

NHK放送受信料の免除

対象者	(1)半額免除……受信契約者が住民基本台帳法の世帯主であり、次のいずれかの手帳交付を受けている場合【身体障害者手帳(1・2級、視覚障害、聴覚障害)、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)】 (2)全額免除……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人がおり、世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052） 各市民センター（東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野・楠） ※半額免除はマイナポータルと連携したオンライン申請が可能です。
問合せ先	NHK山口営業所（☎083-921-3711）

観光施設などの入場料の減免

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
内容	手帳を提示することで、減免を受けることができます。※減免割合や介助者の減免、ミライロIDへの対応などについては、各施設に確認してください。

ときわ公園有料駐車場の駐車料金の免除	ときわ動物園の入園料の免除 ときわミュージアム 世界を旅する植物館の入館料の免除
下記窓口で、障害者手帳またはミライロIDの手帳画面と、駐車券を提示すると駐車料金が無料になります。 (1)ときわ公園正面入口総合インフォメーション (2)ときわ動物園入口 (3)ときわ湖水ホール受付 (4)ときわミュージアム事務室	入場口で障害者手帳またはミライロIDの手帳画面を見せると、入園料（入館料）が無料になります。

税の減免

障害者手帳の等級によって、控除額が異なります。

①特別障害者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれか交付
②一般障害者	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級のいずれか交付

所得税・住民税の控除

対象者	①特別障害者、②一般障害者、または同等の障害のある人
内容	障害者本人または扶養義務者の所得から一定額が差し引かれます。所得税・住民税申告または年末調整の際に手帳を提示して申告してください。 手帳のない人は「障害者控除対象者認定書」の発行を受ける必要があります。 詳しくは高齢福祉課（☎34-8302）へ。 税制改正により控除額等が変更する場合があります。詳しくは下記窓口へ。
窓口	所得税：宇部税務署（☎21-3131） 住民税：市民税課（☎34-8187 FAX22-6084）

控除の種類

名称	対象者	障害者区分	所得税	住民税
障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族	②一般障害者	所得控除 27万円	所得控除 26万円
特別障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族	①特別障害者	所得控除 40万円	所得控除 30万円
同居特別障害者控除	同居の控除対象配偶者、同居の扶養親族	①特別障害者	所得控除 75万円	所得控除 53万円
非課税限度額	本人（分離課税とされる退職所得を除外した前年中の所得が135万円以下）	①特別障害者 ②一般障害者		非課税

おむつに係る費用の医療費控除

対象者	下記の条件をいずれも満たす人 (1)傷病によりおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にあると認められる人 (2)その傷病について、医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる人
内容	医師の発行する「おむつ使用証明書」を添付し、その領収書とともに確定申告すると、医療費控除を受けられる場合があります（おむつ使用証明書の様式は障害福祉課にもあります）。
窓口	所得税：宇部税務署（☎21-3131） 住民税：市民税課（☎34-8187 FAX22-6084）

ストマ用装具に係る費用の医療費控除

対象者	人工肛門、人工膀胱によりストマ用装具を使用している人
内容	医師の発行する「ストマ用装具使用証明書」を、その領収書とともに確定申告すると、医療費控除が受けられる場合があります。
窓口	所得税：宇部税務署（☎21-3131） 住民税：市民税課（☎34-8187 FAX22-6084）

相続税の控除

対象者	下記の条件をいずれも満たす人 (1)相続や遺贈での財産取得時に日本国内に住所があり、障害者である人 (2)相続や遺贈での財産取得者が法定相続人であること
内容	85歳に達するまでの年数に①特別障害者は20万円、②一般障害者は10万円を乗じた金額を、相続税額から控除します。
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）

贈与税の非課税（特定贈与信託）

対象者	特定障害者（①特別障害者、及び特別障害者以外の特定障害者） 【特別障害者以外の特定障害者】 (1)療育手帳B (2)精神障害者保健福祉手帳2・3級 (3)65歳以上で、市町村長等が上記(1)と同等の認定をした人
内容	障害者への贈与税は「特定贈与信託」により、特別障害者は6,000万円、特別障害者以外の特定障害者は3,000万円まで非課税になります。 信託銀行等を通じて契約を結び、障害者本人の生活費や医療費に充てられるもので、「障害者非課税信託申告書」を税務署に提出する必要があります。
窓口	特定障害者の納税地の所轄税務署、契約については各信託銀行等

福祉車両に対する軽自動車税の減免

対象者	どなたでも（身体障害者手帳などの交付を受けていない人も対象）
内容	身体障害者等が利用するため特別の仕様をした軽自動車について、軽自動車税の減免が受けられます。
対象車	身体障害者等が利用するため、車椅子の昇降装置、固定装置や浴槽を装備するなど特別の仕様により製造された軽自動車または一般の軽自動車等に同種の構造変更が加えられた軽自動車（事業用の車両は対象外）
窓口	市民税課（☎34-8197 FAX22-6084）

自動車税及び軽自動車税の減免

対象者	(1)身体障害者手帳の交付を受けている人で、一定の等級以上の人 (2)戦傷病者手帳の交付を受けている人で、一定の等級以上の人 (3)療育手帳Aの交付を受けている人 (4)精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
内容	障害者の通院、通学、および生業のために使われる自動車について、自動車税、軽自動車税の減免が受けられます（上限あり）。
対象車	減免できる自動車は、ひとりの障害者につき1台に限ります。 (1)各種障害者等で本人または生計を一にする方が所有し、本人が運転する車 (2)各種障害者等で本人または生計を一にする方が所有し、生計を一にする人または常時介護者がもっぱら障害者のために運転する車 ※常時介護者が運転する場合は、障害者等のみで構成される世帯に限ります。 ※生計を一にする人が運転、所有する場合や、常時介護者が運転する場合は、それぞれ書類の提出が必要です。詳しくは各窓口へご確認ください。
窓口	自動車税……………宇部県税事務所（☎21-2111 FAX21-2117） 軽自動車税……………市民税課（☎34-8197 FAX22-6084）

定期預金などの利子非課税

対象者	(1)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人 (2)障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などの受給者 (3)遺族年金、寡婦年金を受けている母親など
内容	①障害者等のマル優：非課税の対象となる貯蓄は、預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券で、元本の合計額が350万円までの利子です。 ②障害者等の特別マル優：非課税の対象となる利子は、国債及び地方債の額面の合計額が350万円までの利子で、障害者等のマル優とは別枠になります。 ※いずれも国債や地方債を最初に購入する日までに「（特別）非課税貯蓄申告書」をその購入をする証券業者や金融機関の営業所等の販売機関を経由して税務署長に提出が必要です。これは購入の都度必要です。
窓口	各金融機関等

外出の利便

福祉タクシー券

対象者	(1)身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人 (2)療育手帳Aの交付を受けている人 ※自動車税・軽自動車税の減免を受けている人は除く
内容	タクシー料金を一部助成します。 (1)宇部市が指定する会社のタクシーに限ります。 (2)55枚つづりの福祉タクシー券を、年間1冊のみ交付を受けられます。 (3)毎年3月下旬から窓口にて交付しています。 ※対象者で人工透析により通院している人は、週の透析回数に応じて年間2冊から6冊の交付が受けられます。 ※対象者で指定難病にかかる医療費の支給事業の対象となる病気の治療のため、月3回以上通院している人は追加で年間1冊の交付が受けられます。
助成額	500円/枚 ※乗車料金（障害者手帳による割引後）が1,000円未満なら1枚、1,000円以上であれば2枚使用できます。
必要な物	身体障害者手帳または療育手帳（※手帳に押印するためミライロID不可、ただし、タクシー乗車時に障害者手帳の提示を求められた場合には利用できます）
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052） 各市民センター（東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野・楠）

障害者バス優待乗車証

対象者	(1)身体障害者手帳の1～3級の交付を受けている人 (2)療育手帳の交付を受けている人 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
内容	降車時に運転手に提示することにより、対象路線のバス乗車運賃が無料となります。身体障害者手帳第1種、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳の場合は本人と介護者1名が対象で、それ以外は本人のみになります。
対象路線	(1)宇部市営バスの全路線 (2)船木鉄道バス 宇部市役所線「船木－宇部市役所（宇部駅経由）」、 際波線「際波台～宇部駅」 (3)小野きずな号（路線定期運行のみ） (4)くすのき号
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）

タクシー運賃割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人
内容	障害者手帳を乗務員に提示することで、タクシー運賃が1割引となります。介護者が同乗の場合も割引を受けられます。

バス運賃割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
内容	バスを利用する時に障害者手帳を提示することにより、運賃が割引されます。バス会社によって異なりますが、半額となる場合が多いです。 (1)精神障害者保健福祉手帳の所持者については、都道府県やバス会社によって割引の対象とならない場合があります。 (2)第1種障害者の場合は、同乗の介護者1名も割引対象となります。 (3)定期券については、各交通機関の窓口へお問い合わせください。

JRの旅客運賃割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ※手帳に顔写真の貼付と旅客運賃減額欄に第1種か第2種の記載が必要です。 精神障害者保健福祉手帳に第1種・第2種の記載がない方は、障害福祉課か楠市民センターでお申し出ください。		
内容	対象のきっぷが5割引になります。窓口で障害者手帳またはミライIDの手帳画面を提示してください		
	介護者の同伴	障害者手帳の 旅客運賃減額欄	割引対象きっぷ
	なし	第1種 第2種	普通乗車券 ※片道の営業キロが100kmを超える場合のみ
	あり	第1種	定期乗車券（小児を除く） 普通乗車券、回数乗車券、普通急行券 ※営業キロの制限なし ※介護者1名も対象
第2種 (12歳未満のみ)		定期乗車券（小児を除く） ※営業キロの制限なし ※介護者1名の定期が対象	
窓口	JR乗車券発売窓口		

JRジパング倶楽部 特別会員

対象者	男性60歳以上、女性55歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている人
内容	片道101キロメートル以上乗車する場合、2～3割引で乗車券や特急券などを購入できます。身体障害者手帳が第1種なら、付き添いの介護者の乗車券等も割引対象です。 ※割引にならない路線や期間あり
年会費	1,400円 ※山口県身体障害者団体連合会の加盟団体を通じて申し込み
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）

航空運賃の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
内容	障害者手帳またはミライIDの手帳画面を提示することで、定期航空路線の国内線全区間の運賃が割引されます（詳細は各窓口でご確認ください）。 ※対象者と同時に同一区間を利用する場合、介護者1名（12歳以上）も対象
窓口	各航空会社航空券販売窓口


有料道路の通行料金割引

対象者	身体障害者手帳、または療育手帳Aの交付を受けている人 ※第2種の身体障害者手帳は、障害者本人が運転する場合のみ対象
内容	事前の申請により有料道路割引のシールが障害者手帳に貼られ、それを有料道路の料金所で提示することで、通常料金が半額になります。 また、申請時にETCのカードや車載器等を登録することで、障害者手帳を提示しないETCレーンまたは混在レーンでのノンストップ走行時でも、通行料金割引が適用されます（以下「ETCノンストップ走行割引」と略します）。
対象車両	ETCノンストップ走行割引は事前登録が必要です（1人につき1台のみ）。 (1)所有者が障害者本人もしくは親族（続柄によっては同居の要件あり） ※上記の人が車を未所有なら、運転をする介護者の所有車でも可能 ※法人所有の車や軽トラック、明らかに営業用の車などは対象外 (2)自動車検査証に「自家用」と記載されている乗車定員が10人以下の車
必要な物	(1)身体障害者手帳または療育手帳 (2)自動車検査証（ETCノンストップ走行割引は必須、他は任意） (3)運転免許証（障害者本人が運転する場合） (4)障害者本人名義のETCカード（ETCノンストップ走行割引のみ） ※障害者本人が20歳未満で介護者が運転なら、親権者または後見人名義でも可 (5)ETC車載器のセットアップ申込書・証明書など、ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETCノンストップ走行割引のみ） ※(3)~(5)のうち、前回の申請時から変更ない物は不要（新規申請は必須）
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052） 各市民センター（東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野・楠） ※ETCノンストップ走行割引のみ、オンライン申請が可能です。詳しくは https://www.expressway-discount.jp/ でご確認ください。



福祉車両の貸し出し

対象者	車いすを利用している宇部市在住の障害者及び高齢者
内容	車いすのまま乗り込めるスロープ付き福祉車両を無料で貸し出します。病院や施設への送迎、車いすでの外出などに利用できます。※燃料代等は実費原則、1か月に1日（8時30分から17時まで）以内。 ※年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除く
窓口	宇部市社会福祉協議会 生活支援課（☎33-3150 FAX22-4391）

駐車禁止除外指定車標章

内 容	<p>車内に標章を掲示することで、駐車禁止規制の道路（法定禁止場所などは除く）に一時的に駐車可能になります。使用車両は特定しないため、タクシーや福祉車両などでも使用できます。</p> <p>対象者は、身体障害者手帳（一定等級以上）、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級などの交付を受けている方です。詳しくは「駐車禁止除外指定車標章」で検索するか、二次元コードから確認してください。</p>	
窓 口	宇部警察署（☎22-0110）	

やまぐち障害者等専用駐車場利用証

内 容	<p>障害や高齢などで歩行や車への乗降が困難な人に、山口県内共通の利用証（右図）を交付します。利用証を提示することで、山口県に登録された「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用できます。</p> <p>※山口県に登録された「やまぐち障害者等専用駐車場」には案内表示（右図）を設置</p> <p>※対象者が乗車時のみ利用可能</p>		
対 象 者	<p>(1)以下の身体障害者手帳の所持者 視覚障害（4級以上）、聴覚障害（3級以上）、平衡機能障害（5級以上）、肢体不自由（上肢：4級以上、下肢：6級以上、体幹：5級以上）、脳原生運動障害（上肢：2級以上、移動機能：6級以上）、内部機能障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓：4級以上）</p> <p>(2)療育手帳Aの所持者</p> <p>(3)精神障害者保健福祉手帳1級の所持者</p> <p>(4)介護保険被保険者証が要介護1～5の人</p> <p>(5)難病の特定疾患医療受給者証の所持者</p> <p>(6)その他（高齢者、妊産婦、けが人等）</p>		
必要な物	<p>対象者であることを確認できる書類（障害者手帳、介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証、親子健康手帳、診断書など）</p> <p>身分証明書（代理申請の場合は、代理の方の身分証明書）</p>		
窓 口	<p>障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052） 健康増進課（☎31-1777 FAX35-6533）</p> <p>こども支援課（☎31-1732 FAX21-6020）</p> <p>各市民センター（東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野・楠）</p>		

障害者自動車運転免許取得費の助成

対象者	(1)身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人 (2)普通運転免許を所持していた人で、身体障害者となった後に運転免許適性試験により従来の免許に限定条件（オートマチック車等）が追加された人 ※過去に、本事業による助成を受けていない等の条件があります。
内容	普通運転免許証を取得した人について、要した経費の一部を最大5万円まで助成します。
必要な物	障害者手帳、自動車運転免許証、訓練に要した費用の支払済額を証明する書類、本人の振込口座がわかるもの
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）

身体障害者用自動車改造費の助成

対象者	肢体不自由の障害があり、障害者本人が所有し運転する自動車の操行装置や駆動装置の一部を改造する必要のある人 ※ただし、過去にこの事業を利用していないか、利用してから5年以上経過している場合に限りです。
内容	車両の改造費を最大10万円まで助成します。※所得制限あり
必要な物	障害者手帳、見積書、装置のカタログ、自動車検査証、本人の振込口座がわかるもの、年金受給中の方は年金額のわかる書類（年金証書、年金の振込通知書や年金が振り込まれている銀行の通帳）※改造後に自動車の改造前と改造後の写真が必要です。
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）

介助用自動車改造費の助成

対象者	下記のすべての条件を満たす人 (1)2級以上の下肢障害、または3級以上の体幹、脳原性機能障害がある人 (2)在宅で、車いすなどを使用しなければ外出が困難な人 (3)過去にこの事業を利用していないか、利用してから7年以上経過している人 (4)申請日の属する年度（申請日が4月～6月までの間にあっては、前年度）の市民税が非課税の世帯
内容	障害者本人か、障害者と同一生計の人が所有する車を、リフト付などの乗り降りしやすいように改造する場合に、改造費を助成します（所得制限あり）。 ※改造済の福祉車両を購入する場合は、ベース車両との差額が助成対象です。
必要な物	障害者手帳、見積書（購入の場合は、ベース車との差額がわかる見積書）、車または装置のカタログ、自動車検査証 ※改造なら、完了後に改造前後の写真が必要です。
窓口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）

余暇の活用

キラリンピック

対象者	障害者手帳の交付を受けている人またはそれに準ずる人で、山口県内に在住の4月1日現在13歳以上の人 ※陸上競技の50mチャレンジと水泳の25mチャレンジは、4月1日現在6歳以上の人も参加できます。
内容	下表種目のスポーツ大会が、毎年5月に開催されます。 ●陸上競技 (50mチャレンジ、50m、100m、800m、1500m、スラローム、4×100mリレー、ソフトボール投、ジャベリックスロー、ピンバグ投、立幅跳、走幅跳) ●水泳(25m・50m・100m(自由形、背泳ぎ、平泳ぎ、バタフライ)、25mチャレンジ、4×25mリレー) ●フライングディスク (ディスタンス、アキュラシー) ●アーチェリー (50m・30mラウンド、30mダブルラウンド) ●卓球 ●サウンドテーブルテニス ●ボウリング ●ボッチャ
窓口	障害福祉課 (☎34-8342 FAX22-6052)

山口宇部ふれあい公園インクルーシブ大型遊具広場

障害のある子もない子と一緒に遊べ、介助が必要な子どもたちに寄り添う保護者の方へも配慮した、県内で初のインクルーシブ*を取り入れた大型遊具広場です。

*「包括的」という意味で、障害の有無や性別、国籍、年齢などの多様性を認め合い、共生すること

利用時間	8時～21時
場所	沖宇部（山口宇部空港に隣接のふれあい公園内）
窓口	公園緑地課 (☎34-8442 FAX22-6050)

点字図書・録音図書の貸し出し

対象者	視覚障害者
内容	宇部市立図書館では、点字図書・録音図書の貸し出しを行っています。 山口県点字図書館では、点字図書・点字雑誌・録音図書・録音雑誌の貸出をはじめ、様々なサービスを行っています。
窓口	(1)宇部市立図書館点字資料 琴芝町一丁目1番33号 (☎21-1966 FAX21-3801) 利用時間：木曜日 10時～15時 (2)山口県点字図書館 山口市大字後河原150番地1 (☎083-922-0375 FAX083-932-2817) 利用時間：火～土曜日 9時～17時、日曜日 9時～12時30分

ビデオライブラリー

対象者	山口県内に住所がある聴覚障害者とその保護者、団体、学校および施設等
内容	無料で利用できる字幕付きまたは手話付き映像作品を貸し出します。
窓口	山口県聴覚障害者情報センター 山口市鑄銭司2364番地1 (☎083-985-0611 FAX083-985-0613)

その他の制度

身体障害者用市営住宅への入居

対象者	市営住宅の入居資格があり、身体障害者手帳の交付を受けている人（障害の程度が1～4級）で、車いすを使用する人がいる世帯
内容	身体障害者向け住宅（車いす専用施設）に入居希望者で事前登録している人に対して、空き住宅をあっせんします。
窓口	住宅政策課（☎34-8427 FAX22-6049）

身体障害者補助犬の給付

対象者	下記の全ての要件を満たす在宅の障害者 (1)該当する身体障害者手帳の交付を受けている人 ①盲導犬……視覚障害1級又はこれに準ずる人 ②介助犬……肢体不自由1級若しくは2級又はこれに準ずる人 ③聴導犬……聴覚障害2級又はこれに準ずる人 (2)山口県に1年以上居住し、4月1日現在満18歳以上の人 (3)住居内において補助犬とともに生活し、その飼育が可能な人 (4)補助犬との共同訓練または合同訓練が可能な人（盲導犬：約1か月間、介助犬：約40日間、聴導犬：約10日間）
内容	身体障害者の自立と社会参加を促進することを目的として、補助犬受給者を募集し、補助犬を給付しています。
募集内容	毎年4月から5月末頃まで1～2人を募集（年度により異なる） ※山口県では補助犬の給付対象者を毎年度募集
費用	共同訓練等に係る旅費等、給付後の補助犬に係る飼育費用は、自己負担
窓口	障害福祉課（☎34-8342 FAX22-6052） ※詳しい応募資格等は、山口県障害者支援課（☎083-933-2765）

身体障害者補助犬飼育費の助成

対象者	補助犬を飼育し、該当する身体障害者手帳の交付を受けている人 ①盲導犬……視覚障害1級又はこれに準ずる人 ②介助犬……肢体不自由1級若しくは2級又はこれに準ずる人 ③聴導犬……聴覚障害2級又はこれに準ずる人
内容	補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を飼育する障害者に対し、飼育費用の一部を助成します。
支給額	補助犬1頭につき月額3,000円（申請月から3月分を年度ごとにまとめて交付）
窓口	障害福祉課（☎34-8342 FAX22-6052）

郵便による投票

対 象 者	(1)次のいずれかの障害が身体障害者手帳に記載されている人 ①両下肢、体幹、移動機能の障害1・2級 ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の障害1～3級 (2)次のいずれかの障害が戦傷病者手帳に記載されている人 ①両下肢、体幹で、特別項症から第2項症の障害程度 ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓で、特別項症から第3項症の障害程度 (3)介護保険で「要介護5」の認定を受けている人
内 容	選挙の際、郵便による投票ができます。事前に選挙管理委員会で郵便等投票証明書の交付を受け、投票日の4日前までに投票用紙の請求をして、投票を投票日までに到着するよう郵送してください。 なお、上記の対象者のうち以下の手帳を所持していれば、選挙管理委員会への事前の申請・手続きにより、代理記載人による郵便投票ができます。 (1)上肢または視覚障害1級の身体障害者手帳 (2)上肢または視覚の障害程度が特別項症から第2項症までの戦傷病者手帳
窓 口	選挙管理委員会（☎34-8451 FAX22-6063）

点字広報・声の広報

対 象 者	眼の不自由な人
内 容	希望者に対し「広報うべ」の点字版や録音版を郵送します。
窓 口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）

点字議会だより・声の議会だより

対 象 者	眼の不自由な人
内 容	希望者に対し「議会だより」の点字版や録音版を郵送します。
窓 口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052） 議事総務課（☎34-8805 FAX31-4678）

生活福祉資金貸付

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人がともに生活している世帯で、必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯
内 容	対象世帯に対して、必要な資金貸付と援助・指導を行います。※所得制限あり
窓 口	宇部市社会福祉協議会 生活支援課（☎33-3150 FAX22-4391） ※「生活相談サポートセンターうべ」（p.3）へご相談後にお申し込みください。

災害時避難支援制度

対 象 者	<p>(1)65歳以上のひとり暮らしの高齢者、75歳以上の高齢者だけの世帯</p> <p>(2)在宅の身体障害者のうち、障害の程度が1・2級の人</p> <p>(3)在宅の知的障害者のうち、療育手帳Aの人</p> <p>(4)上記に準ずる状態の人、制度による支援が必要と思われる人（要介護認定を受けた人、精神障害者、日常は家族やサービス利用により介護を受けているが災害時には支援が必要な人など）</p> <p>※制度を利用したい人（要配慮者）は、事前に登録が必要です。</p> <p>※登録者は、「支援のために必要な個人情報を支援者や地域の支援団体に提供すること」への同意が必要です。</p>
内 容	<p>台風や地震などの災害時に自力での避難が困難な人を地域で支援します。</p> <p>(1)情報提供：電話（視覚障害者に限ります）、携帯メール、FAXによる気象情報、避難情報・避難指示など必要な情報の提供</p> <p>(2)移動支援：災害時やそのおそれがある場合、要配慮者の状況把握や安否確認を行い、避難の必要があればその手助けをします。</p>
窓 口	地域福祉課（☎34-8325 FAX22-6028）

ヘルプマーク・ヘルプカード

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、難病や発達障害の人、持病のある人や高齢の人、妊娠中の人など支援や配慮が必要な人
内 容	<p>ヘルプマーク（右図）は、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい人が、援助が得やすくなるように、作成された全国共通のマークです。</p> <p>ヘルプカードは、障害のある人や高齢者など、支援や配慮を必要としている人が周囲に支援を求めるためのカードです。</p> <p>必要な支援内容や緊急連絡先などを記入しておき、困ったときに周囲に提示することで、手助けをお願いしやすくなるものです。</p> <p>※ヘルプカードは市ウェブサイトからダウンロードも可能です。</p>
窓 口	障害福祉課（☎34-8314 FAX22-6052）
配布場所	障害福祉課、福祉総合相談センター、福祉なんでも相談窓口、宇部市保健センター、うべこども家庭センターUbeハピ、各市民センター（東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野・楠）など



障害者の主な制度一覧

○は該当、△は一部該当

	制度名	ページ	身体						知的		精神			備考
			1	2	3	4	5	6	A	B	1	2	3	
医療	重度心身障害者医療費の助成	8	○	○	○				○		○			所得制限等あり
	自立支援医療（更生医療）	8	△	△	△	△	△	△						18歳以上、治療内容に制限あり
	自立支援医療（育成医療）	8	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	18歳未満、治療内容に制限あり
	自立支援医療（精神通院医療）	8									○	○	○	
	後期高齢者医療	9	○	○	○	△			○		○	○		65歳以上75歳未満
用具	補装具費の支給	10	△	△	△	△	△	△						用具ごとに要件あり
	日常生活用具の給付	10	△	△	△	△	△	△	△		△			用具ごとに要件あり
手当・年金	特別障害者手当	19	△	△					△		△			重複障害の人、所得制限等あり
	障害児福祉手当	20	△	△					△		△			20歳未満、所得制限等あり
	児童扶養手当	20	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	所得制限あり
	特別児童扶養手当	21	△	△	△	△			△	△	△	△	△	20歳未満、所得制限等あり
	障害基礎年金	21	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	障害者手帳等とは異なる政令に定められた等級
	障害厚生年金・障害共済年金	21	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	(1~3級) ※3級は厚生(共済)年金のみ
	心身障害者扶養共済	22	○	○	○				○	○	△	△	△	
公共料金の割引	*携帯電話料金の割引	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	青い鳥郵便はがきの交付	23	○	○					○					
	NHK放送受信料の免除（全額）	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	世帯の市民税非課税要件あり
	NHK放送受信料の免除（半額）	23	○	○	△	△	△	△	○		○			世帯主及び受信契約者要件あり
	*観光施設などの入場料の減免	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
税の減免	所得税・住民税の控除	24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	相続税の控除	25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	贈与税の非課税	25	○	○					○	△	○	△	△	
	自動車税及び軽自動車税の減免	26	△	△	△	△	△	△	○		○			運転者、所有者等に関する要件あり
外出の利便	*福祉タクシー券	27	○	○	○				○					
	*障害者バス優待乗車証	27	○	○	○				○	○	○	○	○	
	タクシー運賃割引	27	○	○	○	○	○	○	○					
	*バス運賃割引	28	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	
	*JRの旅客運賃割引	28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	手帳に旅客運賃減額欄の記載等の要件あり
	*航空運賃の割引	29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12歳以上
	*有料道路の通行料金割引	29	○	○	○	○	○	○	○					身体の2種は本人運転に限る
	福祉車両の貸し出し	29	△	△	△	△	△	△						車いす利用者
	駐車禁止除外指定車標章	30	△	△	△	△	△	△		△				歩行が困難と認められる人
	やまぐち障害者等専用駐車場利用証	30	○	○	△	△	△	△	○		○			歩行や車の乗降が困難な人
	障害者自動車運転免許取得費の助成	31	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	4級以下は免許に限定条件が必要
	身体障害者用自動車改造費の助成	31	△	△	△	△	△	△						肢体不自由者のみ
介助用自動車改造費の助成	31	△	△	△									下肢、体幹、脳原性移動機能障害のみ	
その他	災害時避難支援制度	35	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	
	ヘルプマーク・ヘルプカード	35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

*が先頭にある制度はマイIDが使えます。ただし事業者によっては未対応、もしくはマイナポータル連携等の要件があります。